

事業種別	松田町
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●職業安定所で公表している求人情報を町のＨＰにおいても紹介
主管課	観光経済課
連絡先	0465-83-1228
○起業創業支援 ○助成金	●店舗リノベーション支援補助金：空き店舗及び継承店舗を活用して事業を行う方に対して交付（改装・備品・広告費の1/2（上限50万円））
主管課	観光経済課
連絡先	0465－83－1228
ウェブサイト	http://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/

事業種別	松田町
○空き家バンク	●空家・空地バンク 売買8件 空家2件、空地6件 賃貸9件 民間協力有
主管課	定住少子化担当室
連絡先	0465-84-5541
○住宅取得補助	●住宅取得促進奨励金：10万円（新築、購入、中古物件購入） ●二世帯同居等支援奨励金：同居30万円、近居20万円
主管課	定住少子化担当室
連絡先	0465-84-5541
○住宅家賃補助	●民間賃貸住宅家賃補助：空き家バンクの賃貸物件を利用する子育て世帯及び若年世帯に対し家賃の一部を補助（2分の1/上限1万円）
主管課	定住少子化担当室
連絡先	0465-84-5541
○住宅リフォーム補助	●木造住宅耐震改修補助制度：要件を満たす耐震改修工事に要した経費の2分の1（上限50万円）を補助。
主管課	まちづくり課
連絡先	0465-84-1332
○その他独自の取組	●勤労者住宅資金利子補助金：町内に居住する勤労者が、指定の金融機関から自己の居住するための住宅の新築、購入または増改築に関する資金の融資を受けた場合、支払利子の一部を補助。（観光経済課） ●フラット35地域連携型（定住少子化担当室） ●空き家改修事業費補助金：空き家の活用促進及び松田町への定住支援を目的として、町内の空き家に居住するために必要となる改修を行う方に対して、空き家に居住するために必要となる改修に要する経費の一部（2分の1、上限20万円）を補助。（定住少子化担当室） ●寄地区移住促進奨励金（定住少子化担当室） 子育て世帯や若年夫婦世帯が寄地区に住宅を取得し移住した場合に、1世帯あたり50万円を支給。（子ども1人あたり30万円を加算）
主管課	観光経済課、定住少子化担当室
連絡先	0465-83-1228
ウェブサイト	http://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/

事業種別	松田町
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●妊産婦歯科検診：妊娠期と産褥期に1回ずつ、歯科医院にて健診 ●妊婦健康診査費用補助：14回分の妊婦健康診査費用補助券を発行 ●産婦健康診査実費補助：1回、上限5千円の補助券を発行
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●不育症治療費助成事業 1回の治療期間における治療費の2分の1以内で1治療期間及び1年度につき上限30万円 ●松田町特定不妊治療費助成事業 不妊治療のうち医療保険が適用されずに高額の治療費がかかる体外受精や顕微授精（特定不妊治療）について、治療に要する費用の一部、上限20万円を助成する事業 ●松田町一般不妊治療費助成事業：一般不妊治療に要する保険適用外の費用の一部を助成する事業
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●子育て世帯支援事業補助：18歳以下の子どもを2人（かつ1人は15歳以下）以上養育している世帯に水道料金の基本料金相当分を補助 ●就園料補助 対象世帯に上限年額24,000円
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●小児医療費補助 0歳から18歳（高等学校修了）までの子どもを対象に、入院・通院・調剤費等の自己負担分を助成 ●病児・病後児保育事業：生後4ヶ月から小学校3年生の児童が、病気又は病気の回復期で、集団保育や家族保育が困難な時に、一時的に病児・病後児専用の保育室での預かりを実施
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●チャイルドシート購入補助制度 法に適合したチャイルドシート（中古品を除く）を購入された方へ補助金を支給する制度（購入価格の2分の1の額（100円未満は切捨て）とし、5,000円を限度）
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●子育て相談室のびのび 妊娠から出産、子育てに関する支援・相談窓口として開設 ●パパ・ママクラス ●赤ちゃん訪問：生後4ヶ月までの赤ちゃんがいるご家庭を保健師が訪問し、体重測定や育児相談、子育て支援情報の案内
主管課	子育て健康課
連絡先	0465-84-5544

独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	●ブックスタート 3～4か月児健康診査受診時に絵本を2冊 ●子育て支援センター事業 ●ファミリーサポートセンター事業
主管課	子育て健康課
連絡先	0465－84－5544
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	●給食費保護者負担軽減措置補助 町立小・中学校の児童・生徒の給食費1人あたり月950円補助。町立幼稚園の園児の給食費1人あたり月額200円補助
主管課	教育課
連絡先	0465－83－7023
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	●通学バス定期券購入助成事業 生徒・学生を対象とした通学バス定期券の購入補助。利用者負担3分の1。
主管課	
連絡先	

事業種別	松田町
○移住体験プログラム（お試し居住等）	●移住セミナーへの参加 ●オンライン移住相談の実施
主管課	定住少子化担当室
連絡先	0465－84－5541
○現地見学会	●山間集落の住民にフォーカスした地域誌の発行（WEB版もあり。）
主管課	定住少子化担当室
連絡先	0465－84－5541

事業種別	松田町
○生活支援に係る施策①	●まちのりパス65：65歳以上の高齢者に対して町内を巡回するバスの定期券が通常の3分の1で購入できる制度。
主管課	政策推進課
連絡先	0465-83-1222
○生活支援に係る施策②	●まちのりパス福祉パス：65歳未満の障害者の方を対象に、町内を巡回するバスの定期券が通常の3分の1で購入できる制度。
主管課	福祉課
連絡先	0465-83-1226
○生活支援に係る施策③	●のるーと足柄の運行 令和5年10月からAI技術を活用したオンデマンドバス「のるーと足柄」の試験運行を開始。利用者の予約に応じて運行する乗合い型の交通サービスで、スマートフォンアプリから町内外200箇所以上の乗降ポイントを選択し、時間を予約して利用が可能。
主管課	政策推進課
連絡先	0465-83-1222